

2026年度東京大学外国人留学生特別奨学制度 (東京大学フェローシップ) 募集要項

1. 目的

東京大学外国人留学生特別奨学制度（以下、「東京大学フェローシップ」という）は優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費（以下、「奨励費」という。）を支給することにより、学位取得を目指した本学での学修・研究への取り組みを支援するとともに、特に優秀な私費外国人留学生の受入れを促進することを目的とする。

2. 申請者の資格

次の全てを満たす者。

- ・2026年4月時点で、修士課程1年生または博士課程1年生
- ・「留学」の在留資格を有する私費留学生
- ・最終学歴の学業成績（成績評価係数）が2.30以上の者
- ・他の奨学金へ申請中・申請予定ではない者

3. 受給中の授業料納付

授業料免除の併用は認めない。

授業料免除申請者が採択された場合、速やかに、授業料免除申請を辞退すること。

4. 募集人員

1名

5. 奨励費

月額200,000円

6. 支給期間

現在の在籍課程の標準修業年限まで（修士課程2年間、博士課程3年間）

7. 支給方法

在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座へ振り込む。

8. 奨励費支給の停止及び再開

受給者が、休学又は1ヵ月以上にわたり欠席する場合には、奨励費の支給を休止する。その事由が止んだ場合には、奨励費の支給を再開する。

9. 奨励費の支給の打ち切り

受給者が次のいずれかに該当するときは、奨励費の支給を打ち切る。その場合、既に支給した奨励費の全部又は一部の返納が必要となることがある。

- (1)退学又は転学したとき。
- (2)停学の処分を受けたとき。
- (3)学年末の研究成果の報告を怠ったとき。
- (4)前各号のほか、学業成績不良等、受給者として適当でない事実があったとき。

10. 奨励費の辞退

受給者が奨励費を辞退する場合には、所属部局担当部署へ速やかに申し出ること。

11. 異動の届出

住所、氏名、連絡先等を変更した場合、また、休学、退学、1か月以上の欠席にわたり欠席することが決定した場合等、重要な事項に変更があった場合は、受給者は速やかに大学院人文社会系研

究科国際交流室へ届け出ること。

12. 報告書の提出

受給者は、学年末に研究経過報告書、成績証明書、指導教員の評価書を提出しなければならない。提出された書類により、学業成績が不良であると認める場合は、当該受給者に対する奨励費の支給を打ち切る。

13. 申請書類等

(1) 個人調書 (Excel)

(2) 指導教員の推薦書 (Word)

※指導教員から直接、国際交流室へメールでご提出いただくよう、申請者自身が指導教員に
お願いすること。

※入学後の指導教員は、申請者自身で所属研究室に確認すること。

(3) 最終学歴の成績証明書 (PDF)

(4) 研究計画書 (Word)

※「専攻」は、専門分野名でなく、専攻名を記載すること。

例：言語学専門分野の場合、「基礎文化研究専攻」

(5) 成績評価係数計算表 (Excel)

※単位数を入力すると、自動的に成績評価係数が算出される。

(6) 在留カード（両面）の写し (PDF)

(7) 授業料免除申請の有無 (メール)

※応募の際、メール本文で言及すること。

14. 提出期限及び提出先

提出期限：2026年4月20日（月）正午（必着）

提出先：大学院人文社会系研究科 国際交流室 oissjin[at]l.u-tokyo.ac.jp

15. 選考方法

1次選考（書類審査）

2次選考（面接）1次選考通過者にのみ実施

※面接は、5月中旬頃の予定。

※面接の詳細は、5月上旬頃、1次選考通過者にメールで通知する。

【 問い合わせ先 】

東京大学大学院人文社会系研究科 国際交流室

oissjin[at]l.u-tokyo.ac.jp